

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

	ページ
◇ 上下水道局	
○ 下水道事業受益者負担金賦課対象区域【上下水道局総務経営部営業課】	2

北九州市上下水道局公告第95号

北九州広域都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和50年北九州市条例第49号）第5条第1項の規定により、下水道事業受益者負担金賦課対象区域を次のとおり公告する。

その関係図面は、公告の日から2週間北九州市上下水道局総務経営部営業課において一般の縦覧に供する。

令和3年7月13日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

受益者負担金賦課対象区域

<門司区>

1 住居表示実施区域

町 名	地 番
吉志七丁目	1413番1、1413番2及び1469番4

2 住居表示未実施区域

大字猿喰
1462番38

大字白野江
135番

<小倉北区>

1 住居表示実施区域

町 名	地 番
東港二丁目	4番69及び4番70

<小倉南区>

1 住居表示実施区域

町 名	地 番
隠蓑	1 4 番 3
葛原高松一丁目	7 7 8 番 7 及び 7 7 8 番 2 0
曾根北町	2 6 3 3 番 1 5
曾根新田北五丁目	9 0 7 番 1
津田二丁目	3 4 5 番 5 及び 3 4 6 番 2
長尾四丁目	1 0 2 4 番 1 5
中曾根四丁目	1 3 3 7 番 1 及び 1 3 3 7 番 5 から 1 3 3 7 番 9 まで
中貫二丁目	1 6 2 8 番 1、1 6 2 8 番 5 及び 1 6 2 8 番 6
中吉田三丁目	9 番 1 2
東水町	2 0 7 番 1、2 0 7 番 6、2 0 7 番 9 から 2 0 7 番 1 1 まで、2 0 7 番 1 3 から 2 0 7 番 1 6 まで、2 1 0 番 3、2 1 0 番 4 及び 2 1 0 番 6

2 住居表示未実施区域

大字市丸
4 5 6 番 1 及び 4 5 8 番 1
大字曾根

3 2 6 7 番 2 及び 3 3 2 6 番 3

大字母原

1 3 4 2 番 1、1 3 4 6 番、1 3 6 6 番 4、1 4 8 6 番、1 4 8 8 番、
1 5 1 7 番 1、1 5 2 4 番 2、1 5 5 2 番 1、1 5 5 4 番、1 5 5 6 番
、1 5 5 9 番 2、1 5 7 9 番 1、1 6 6 7 番 及び 1 6 7 2 番

< 若松区 >

1 住居表示未実施区域

大字蟹住

1 7 6 4 番 1

大字有毛

1 6 3 5 番

大字大鳥居

1 2 8 番 1 及び 5 0 2 番 1 の一部

大字乙丸

3 7 1 番 1 0

向洋町

1 0 番 5 5 から 1 0 番 5 8 まで 及び 1 0 番 8 3

大字竹並
2 3 8 3 番 1 及び 2 3 9 1 番 2

< 八幡東区 >

1 住居表示未実施区域

大字前田
2 1 3 1 番 2

< 八幡西区 >

1 住居表示実施区域

町 名	地 番
則松五丁目	2 0 6 1 番 1
東浜町	1 8 9 7 番 1 及び 1 8 9 7 番 3
船越三丁目	3 7 2 5 番 1 1 の一部
三ツ頭二丁目	1 2 7 7 番 2

2 住居表示未実施区域

大字永犬丸
1 7 7 1 番 4 及び 1 7 8 4 番 5

大字金剛
1 5 1 番 1

大字笹田

1 2 番 1 2 0

大字野面

1 8 9 6 番 1、1 8 9 6 番 2、1 8 9 7 番、1 9 3 6 番 1、1 9 3 7 番
及び 1 9 3 8 番

大字本城

2 7 4 0 番